

保全配慮地区の概要

保全配慮地区について

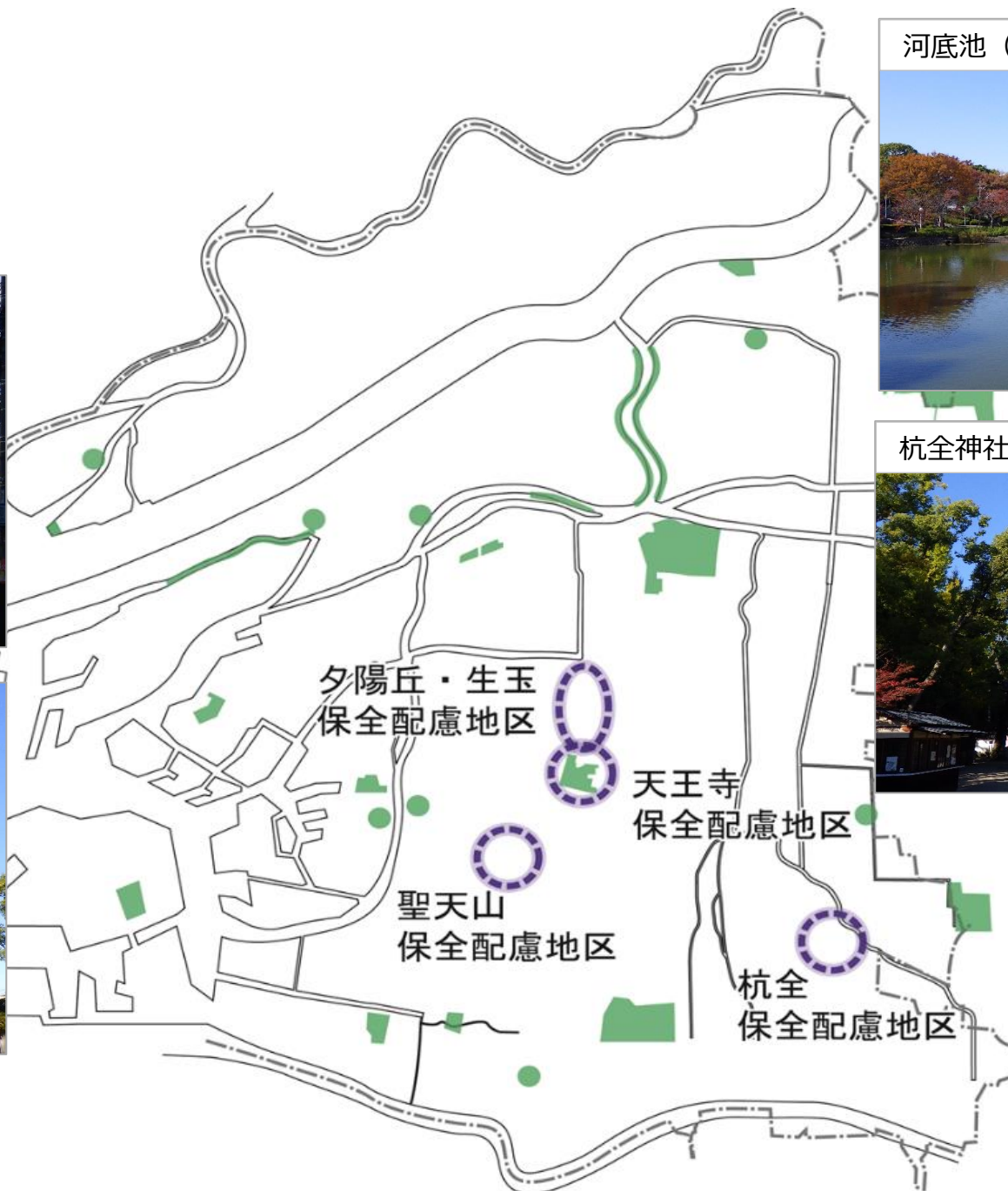
- 保全配慮地区とは、緑の基本計画に定めることができるとされている「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」（都市緑地法第4条第2項）
- 現行の緑の基本計画では、「自然や歴史・文化を感じることができる貴重な都市空間のうち、寺社・仏閣のみどりを中心とした風致景観を有し、特に保全が必要な地区」として、次の4地区を設定



上町台地の緑（夕陽丘・生玉保全配慮地区）



聖天山古墳（聖天山保全配慮地区）



河底池（天王寺保全配慮地区）



杭全神社（杭全保全配慮地区）



(参考) 保全配慮地区設定の考え方

■ 現行の緑の基本計画策定当時の考え方

- ・市内において特に保全が必要なみどりについては、これまでに「都市計画公園区域」や「特別緑地保全地区」、「風致地区」として指定することで、担保性の確保を図ってきた
- ・その中でも次に掲げる3地区は、一定程度の担保性が確保されているものとして整理

〈大川風致地区〉

⇒毛馬・桜之宮公園、大阪城公園などの都市公園としてみどりが一定担保されるものと考え、保全配慮地区に指定せず

〈四天王寺風致地区〉

⇒地区全域が四天王寺であり、寺社の敷地としてみどりが一定担保されるものと考え、保全配慮地区に指定せず

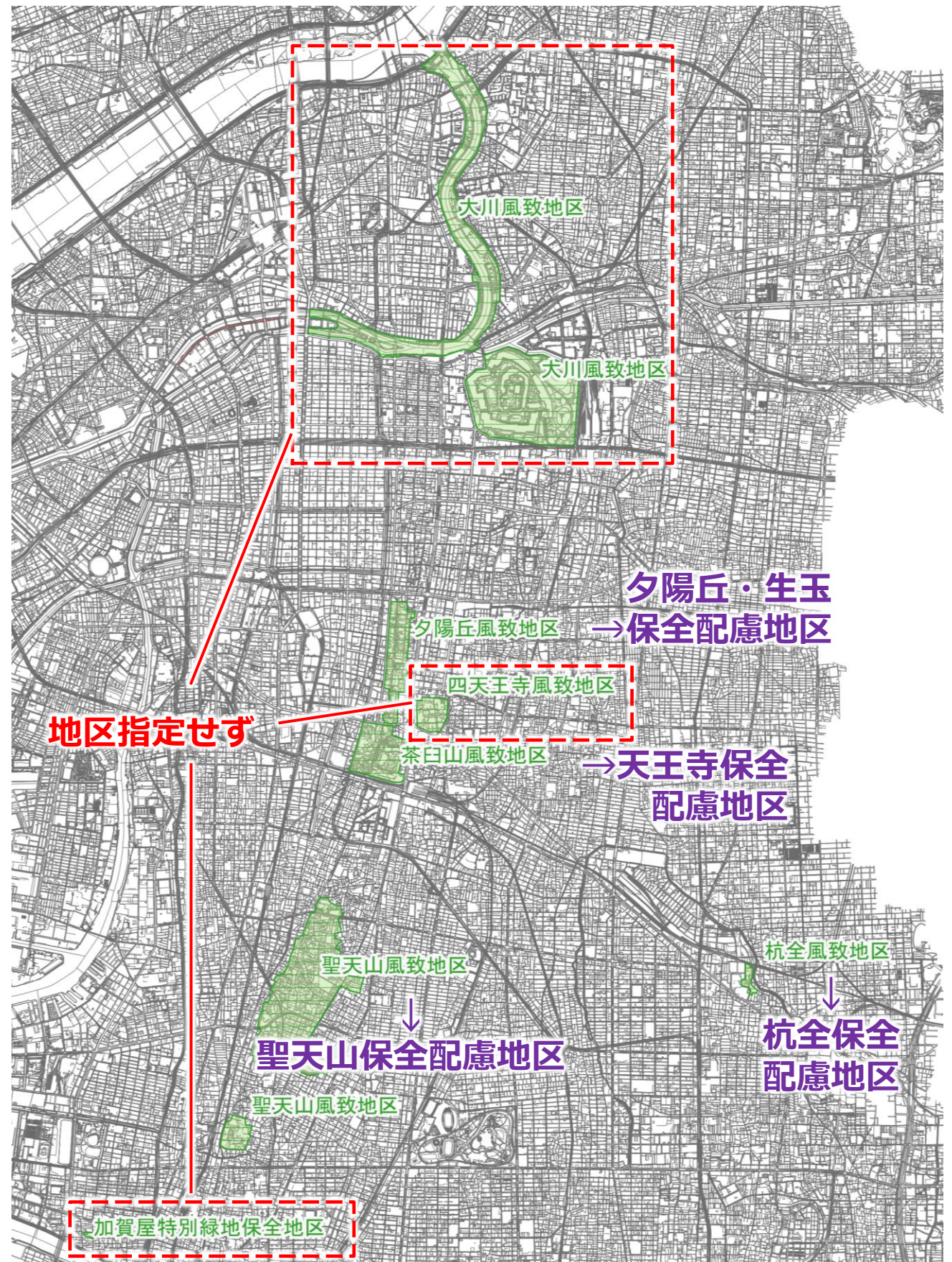
〈加賀屋特別緑地保全地区〉

⇒地区全域が加賀屋緑地であり、大阪市の文化財・史跡としてみどりが一定担保されるものと考え、保全配慮地区に指定せず



- ・上記以外の4地区（寺社・仏閣等の民有地と公園等の公共空間が一体となって「一団のみどり」を形成している地区）は、今後の保全の必要性が特に高いことから、「保全配慮地区」として設定

- ・夕陽丘・生玉地区
- ・天王寺地区
- ・杭全地区
- ・聖天山地区



(参考) 各制度の概要

■ 特別緑地保全地区

- ⇒都市緑地法に基づき、豊かな緑を未来へ継承するために、都市において良好な自然的環境を形成している緑地を指定（地域地区の1つ）
- ⇒建築行為や木竹の伐採など、緑を守るために支障となる行為は許可が必要

■ 風致地区

- ⇒都市における樹林地、水面、広陵、その他の自然景観を主体とした区域や、自然風致と調和した住宅地等の市街地、歴史的建造物遺跡等のある区域を指定（地域地区の1つ）
- ⇒建築物その他の工作物の新築、増築、改築又は移転、宅地の造成等を行う場合は許可が必要（ただし、都市計画事業として行われるものなど、許可のいらない場合あり）

■ 保全配慮地区

- ⇒緑の基本計画に定めることができるとされている「重点的に緑地の保全に配慮を加えるべき地区」（都市緑地法第4条第2項）
- ⇒風致景観の保全の観点、生態系の保全の観点及び市民の自然とのふれあいの場提供の観点等、都市における緑地の状況等を勘案し、今後、地区内で講じる緑地保全施策等を定め、保全配慮計画を検討・策定し、それらを実践していく
- ⇒また、市民等に対して地区内のみどりを保全することの重要性を明らかにし、みどりの保全に対する意識啓発をはかり、市民・事業者・行政が一体となって貴重なみどりの保全につなげていく